

《目次》

➤ 担い手の確保<原因と対策>	2 P
〈具体的な取組例〉	
・市民後見人事業の周知強化	3 P
・市民後見人養成講座にかかる制度変更	3 P
➤ 受任の促進<原因と対策>	4 P
〈具体的な取組例〉	
・専門職団体等からのリレー方式による市民後見人の選任を促進	5 P
・日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行	6 P
・市民後見人の受任対象の拡大	6 P
・受任と活動要件の緩和	7 P
➤ その他検討事項	
・補助内容の見直し	8 P
・市町村社会福祉協議会等の法人後見参加団体の拡充	9 P

《検討のポイント》

○取組の方向性

➤担い手の確保

<原因> 市町村からの意見として、オリエンテーションの開催PRが不十分という意見や、市民後見人の責任の重さから考えて市民が担うには困難と感じている意見が原因として多く見られた。

- ・市民後見人の養成等事業への参加者が減少している原因について

【出典：市町村アンケート結果より（実施又は実施予定市町村（26市町）、順位付けし、複数回答可）】 <単位：件数>

回答項目	1番	2番	3番	4番
A オリエンテーションの開催PRが不十分	8	2	5	1
B 市民後見人活動のやりがい、魅力が十分伝えられていない	6	11	—	1
C 責任の重さから考えて市民が担うには困難と感じられる	7	5	—	2
D 市民後見人の制度に問題がある（年齢制限、単独受任等）	4	2	6	1

<対策> オリエンテーション等のPRが不足していると感じているところが多いことから、PR方法・内容の工夫が多くみられるが、制度変更を行い参加を促進する意見もある。

- ・市民後見人の養成等事業への参加者を増やすための対策について

【出典：市町村アンケート結果より（実施又は実施予定市町村（26市町）、順位付けし、複数回答可）】 <単位：件数>

回答項目	1番	2番
A PR方法・内容を工夫する	16	2
B 市民後見人養成等事業の制度変更を行い参加しやすくする	6	3

【その他、市町村からの具体的な意見】 【出典：市民後見人の養成等事業に関する市町村アンケート結果より】

- <回答A関係> ● 広報誌掲載の回数増加、テレビや新聞等のメディア媒体での取り上げるなど。● ポスターや電子掲示板、CM等での広報を行う。
- <回答B関係> ● 無償活動であることから負担が大きい。 ● 養成講座の時間数の多さなど見直しできませんか。
- 市民後見人の事務量（裁判所への報告義務等）が多すぎるのではないかと考える。

《検討のポイント》 ○取組の方向性

〈具体的な取組例〉

・市民後見人事業の周知強化

府内全体に市民後見人の養成講座のオリエンテーションの開催情報を広く周知する等により、市民後見人の活動を知ってもらう機会が増えるなど効果的な広報が可能となる。

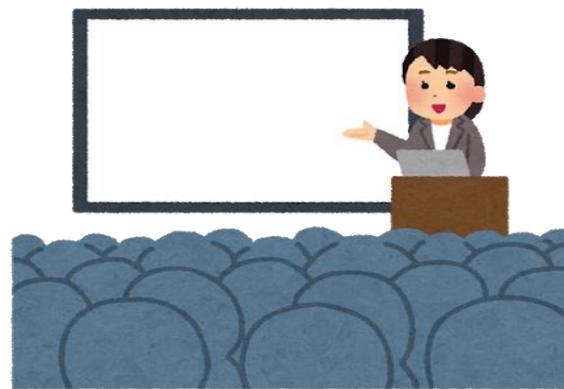
- 市民後見人養成講座のオリエンテーションの府内統一デザインによるチラシ等の作成
- 年間を通じて使用できる啓発ポスター等の作成
- 福祉事業所向け研修等の機会にオリエンテーションチラシを配布または資料への掲載
- 市民後見人の活動紹介を作成し、ホームページ上での掲載やフリーペーパー等を作成し市の窓口や駅等での配架



・市民後見人養成にかかる制度変更

市民後見人の養成に係る基礎講習及び実務講習の内容や運営方法について見直しを行い、受講者の利便性の向上と負担軽減を図る。

- 現行のカリキュラムを基に、市民後見人の養成講座の府内統一カリキュラムへ見直し
- 登録地以外でも受講者の希望地で受講ができるよう柔軟な運営方法を検討



《検討のポイント》 > 受任の促進

<原因> 市町村からの意見として、ニーズの掘り起こしが出来ていないが最も多く、市民後見人の受任相当案件の範囲が狭いが続いている。

・「市民後見人の受任状況の低迷に係る原因」について

【出典：市民後見人の養成等事業に関する市町村アンケート結果より（実施又は実施予定市町村（26市町）、順位付けし、複数回答可）】 <単位：件数>

回答項目	1番	2番	3番
A 市民後見人の受任相当案件の範囲が狭い	10	3	2
B ニーズ（受任相当案件）の掘り起こしができていない	11	5	1
C 地域の相談機関における相談対応で、成年後見が必要な案件かどうか適正な判断が出来ていない	2	6	2

[その他、市町村からの具体的な意見] 【出典：市民後見人の養成等事業に関する市町村アンケート結果より】

・市にかかる業務そのものの負担が大きいこと。 ・そもそも本人、家族が申立時に後見人候補者としての市民後見人を知らないのではないか。

<対策> 受任案件を増やす対策として多い意見としては、リレー方式による専門職等から市民後見人への引継ぎで、日常生活自立支援事業からの移行を促進が続いて多くみられる

・市民後見人の受任相当案件を増やす対策について

【出典：市民後見人の養成等事業に関する市町村アンケート結果より（実施又は実施予定市町村（26市町）、順位付けし、複数回答可）】 <単位：件数>

回答項目	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番
A 市民後見人の受任相当案件の範囲を拡大する	3	—	1	1	1	1	1
B 市町村長申立てを促進	3	—	3	1	—	—	—
C 日常生活自立支援事業からの移行を促進	4	10	1	—	—	1	—
D 地域の相談機関から広く案件の引継ぎを受ける	—	4	3	—	—	—	2
E 近隣自治体を含めたもう少し広域のエリアから案件を発掘	1	—	—	—	—	—	—
F リレー方式の促進	10	5	2	—	—	—	—
G 家庭裁判所との意見交換の場を設置し意思疎通を図る	1	2	3	—	—	—	—

《検討のポイント》 ○取組の方向性

・専門職団体等からのリレー方式による市民後見人の選任を促進

先行している大阪市を参考に、①首長申立の際に将来も含め市民後見人相当の案件かの判断を行い、負債等の課題がある被後見人に、課題解決後、専門職後見人から市民後見人へのリレーを検討する取組と、②既に専門職が選任されている案件で市民後見人相当となった場合にリレーを進める取組を併せて進める。

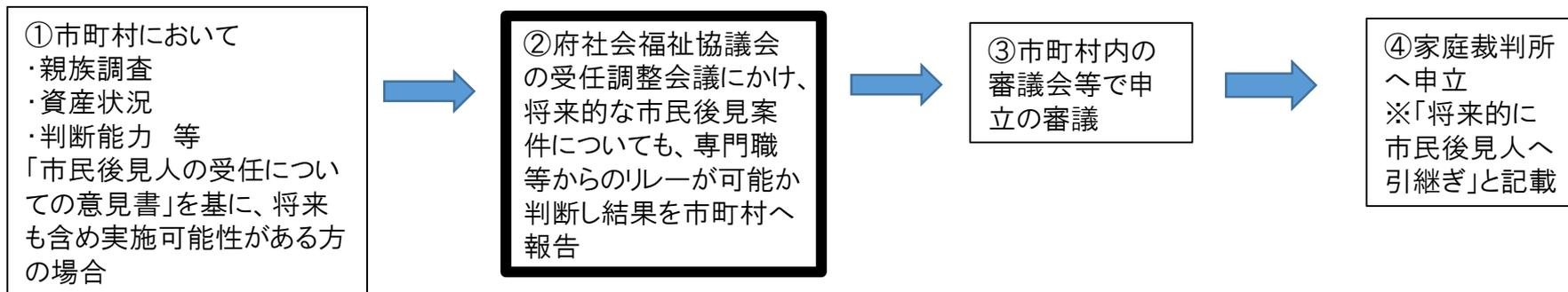
〈具体的な取組〉

○専門職後見人が受任している案件のうち、市民後見人の受任相当案件についてモデル的に実施。

○専門職後見人から市民後見人にスムーズな引き継ぎが行えるよう、本人情報等の引き継ぎにかかるツールを作成。

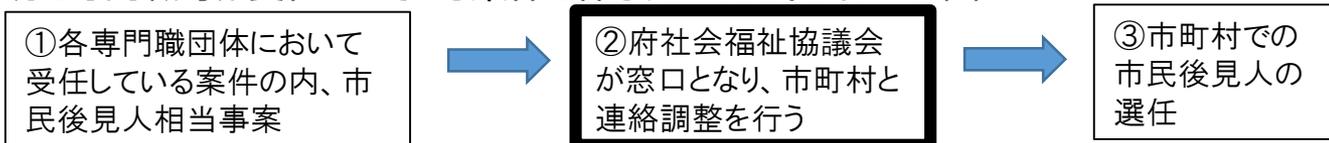
○市町村担当者向け研修で、市民後見人案件相当の事案を使った事例検討研修を実施。

①首長申立案件に係るリレー方式のイメージ図



※①の親族への意向調査や③の市町村長申立にかかる審議については②と並行して実施することもある。

②既に専門職等が受任されている案件に係るリレー方式のイメージ図



《検討のポイント》 ○取組の方向性

・日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行

平成29年度に実施した市民後見人の普及促進のあり方検討部会における検討の結果、移行に係る仕組みづくりを行うとしてきたが、システムの構築には時間がかかっており、引き続き、日常生活自立支援事業の利用者のうち、成年後見制度に移行が必要な方を適切につなぐことができるよう取組む。

〈具体的な取組例〉

- 移行のタイミングや本人・家族への説明等の対応方法の参考となるような日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行した事例を収集し市町村社会福祉協議会等に情報提供する。
- 複数の事例を検証し、移行が円滑に行えるよう引き続き体制づくりを進める。
- 日常生活自立支援事業の利用開始時に、適切な制度へ振り分けができるよう支援員等への研修や専門職への相談体制を構築する。

・市民後見人の受任対象の拡大

市民後見人の受任対象を、後見相当のみから、保佐・補助まで対象となるようにカリキュラムを見直し受任の拡大を図る。

〈具体的な取組例〉

- 市民後見人が保佐、補助の受任ができるよう養成講座のカリキュラムを構築する。



《検討のポイント》 ○取組の方向性

・受任と活動要件の緩和

◆現行の市民後見人の受任相当案件の範囲 【出典：大阪後見支援センター作成市町村長申立の手引きより】

- ①緊迫した虐待や権利侵害や親族間の係争はない。
- ②不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要しない。
- ③後見事務費（交通費・通信費・事務費）を支弁できる。（月2,000～3,000円）
- ④居所が市民後見人の養成と活動支援に取り組む市町村である。
- ⑤福祉的援助について緊急性はない。また、緊急に居所を確保する必要はない。
- ⑥本人に自虐や他害の行為はない。
- ⑦高額の財産（1,000万円程度）の財産を所持していない。

以上の事案と活動要件②③④⑦の見直し（案）

⇒ ②不動産の処分、相続や遺産分割などの対応は可能とする。ただし、専門職への相談、サポートを受ける。

③市町村の報酬等の助成により、後見事務費を負担することで可能とする。

④事業に取り組む市町内で、居所に関係なく市民後見人の活動を可能とする。

例）被後見人の住居が市境にある場合で、隣接する市の市民後見人が当該市の市民後見人より近い場合等に、隣接する市民後見人が受任する。

⑦被保険者の預貯金額について見直しができるか。例）預貯金額の上限の見直し。

その他、市民後見人の活動期間を、受任している市民後見人の体調等の状況を確認し、継続が困難な場合は、市民後見人の交代を進めることとする。

《検討のポイント》 ○取組の方向性

➤その他検討事項

・補助内容の見直し

成果指標の導入による補助額の見直しをするなどにより、参画市町にも受任案件の拡大に努めていただく。

〈具体的な取組例〉

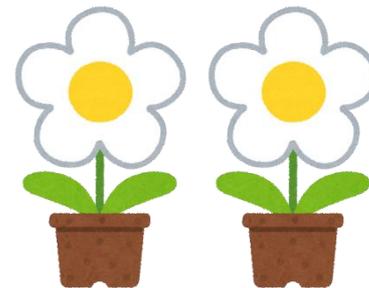
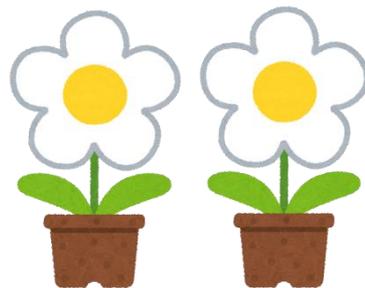
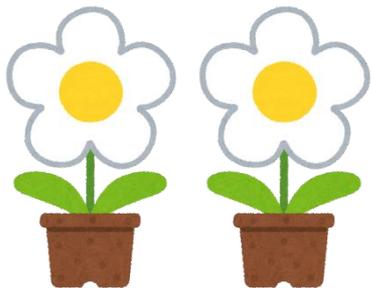
○成果指標を設け、それらを基に加算額を算定し補助額の増額を行う。

（成果指標（案））

- ①オリエンテーションの参加者数の前年比増
- ②当該年度の選任件数

（成果指標とした考え方）

- ①市民後見人の養成講座のオリエンテーションは、養成講座の重要な入り口部分であり、また、市民後見人の活動や成年後見制度の周知にもなっていることから参加者の増加が望まれるため
- ②バンク登録者が選任される件数が増加することにより費用対効果が良くなるため



《検討のポイント》

○取組の方向性

➤その他検討事項

・市町村社会福祉協議会等の法人後見参加団体の拡充

市民後見人の養成だけでなく、その他の後見人等の担い手として法人後見を実施する団体として市町村社会福祉協議会や社会福祉法人等にも働きかけを行い、担い手の拡充を図る。

〈具体的な取組例〉

○受任対象は、生活保護受給者や低所得者の高齢者等の単身者、老老世帯。

○人員・構成、財務状況、活動実績、事務処理体制、研修実績、指導監督体制を整備。



[市町村からの意見]【出典：市民後見人の養成等事業にかかる市町村アンケート結果より】

〈法人後見に対する意見〉

- 市民後見人で対応できなくなったケースを受任する法人後見の受け皿の体制構築の方が優先すべき事案であるため。
- 法人後見があればいいが、行えるところが見つからない。

・専門職、市民後見人以外の成年後見制度の担い手の確保策の検討について（全市町村回答）

A 検討している、若しくは、検討中	4
B 検討していない	39